

## 離島振興基本方針

### 序文

離島振興法（昭和28年法律第72号。以下「法」という。）に基づく離島振興対策実施地域（以下「離島地域」という。）のうち有人離島は面積約5,257平方キロメートル、人口約47万人（平成12年国勢調査による。）で、全国比ではそれぞれ1.4%、0.4%を占めている。これらの離島は、人々の定住の場であるだけでなく、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用・管理、自然環境の保全とあわせて、国民の自然等とのふれあい志向が高まる中で、清浄で優れた大自然を有する等の特性から価値ある総合的な「癒しの空間」等としても重要な役割を担っている。

昭和28年の法の制定公布以来、国及び地方公共団体が離島振興計画に基づき各般の振興施策を強力かつ着実に実施してきた結果、離島の基礎条件の改善、産業基盤の整備等に著しい成果をあげてきた。その一方、離島地域は、厳しい自然的制約条件の下、恒常的な人口減少及び少子高齢化に直面し、産業活動が停滞するなかで、医療・福祉等の生活環境面での整備や充実が立ち後れている。また、交通基盤整備も十分とは言えず、高度情報化社会の形成等の便益も未だ十分に享受するに至っていない。

しかし、昨今では、離島住民自らが地域再生を目指し、これからの離島振興を考えようと住民ワークショップを開催し議論するなど、今後の発展に向けて意欲的に取り組み、一定の成果をあげている地域も現れてきている。

このような背景のもと、第154回国会において法が改正され、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況を改善することに加えて、離島の自立的発展を促進するよう、地域における創意工夫を生かしつつ、地方自治体が中心となって離島振興を進めることとし、国はこれに対しできる限り支援することが規定されたところである。

なお、このことは第2次地方分権推進計画における「地方分権を推進する観点から、現行の方式も含め、地域の総合的な行政主体である地方公共団体の自主的・主体的な取り組みを更に促進していく方策についても検討を進めていくこととする。」という計画内容にも合致するものである。

本離島振興基本方針は、法第3条に基づき、国が考える離島振興の意義及び方向を示すとともに、地方公共団体が離島振興を進めていく上での国の支援の基本的な考え方及び離島振興計画策定に当たっての指針となるべき基本的事項について定めるものである。都道府県は、本基本方針に基づき、市町村が作成する離島振興計画の案をできる限り反映しつつ、離島振興計画を定めることとする。なお、この基本方針は、今後の社会経済情勢の推移等を勘案しつつ、必要に応じて見直しを行うこととする。

## 1. 離島の振興の意義及び方向

### (1) 離島の役割

離島は、日本列島の外縁に広く位置している等の立地条件から、また豊かな自然環境等を保全している等の特色ある地域資源の賦存状況等から、国家的役割に加えて、

離島住民だけでなく、他の地域の住民に対する国民的役割をも備えている。このため、離島振興を行うに当たっては、以下に示すような国家的・国民的役割があることを十分認識の上、最大限効果が発揮できるよう取り組んでいく必要がある。

#### ( 1 - 1 ) 国家的役割

- ・我が国の領域、排他的経済水域等を保全するとともに、水産資源をはじめとした大陸棚諸資源や各種エネルギーの開発、利用及び保全に関する権利を確保する役割
- ・外国と直に接するがゆえの、密航、薬物、銃器の持ち込み等の防止における役割
- ・地理的優位性に基づく海洋資源を活用した実験・研究施設の場としての役割
- ・外国との歴史的なつながりに基づく伝統文化、歴史的遺産等の維持・保存とあわせた国際交流の拠点としての役割
- ・豊かな自然に恵まれた優位性に基づく自然環境・生態系の保護・保全を行う場としての役割

#### ( 1 - 2 ) 国民的役割

- ・海洋や自然とのふれあいを求める国民の志向の高まりとも合致する「癒しの空間」としての役割
- ・広大な水域からの良質な食料を安定的に供給する等の役割

#### ( 2 ) 「価値ある地域差」の発揮へ

離島における産業基盤や生活環境の整備等が他の地域と比較して低位にある状況を改善するため、国及び地方公共団体は以前より各般の施策を講じており、これにより整備された各種の基盤は、これまで離島の経済社会を支える重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、離島には上記のような役割があることにかんがみると、これからの離島振興は地理的・地形的な面から生じる不利な条件をいかに克服していくかという視点に限らず、これら離島の役割に光を当てつつ進めていく必要がある。現に、離島の中には、優れた自然環境など地域固有の資源を活用した取組により、交流人口が増加し、更には定住人口が増加するなど元気のある島も出始めているところである。

また、離島は四方を海に囲まれ、風や波や台風等の厳しい自然条件にさらされているが、そのことを風力、波力及び潮力等の自然エネルギーとして他地域にない離島の優位性ととらえ直し、その活用を図っている地域も見られるようになってきている。

このような離島地域の意欲のある取組への支援は、こうした取組をさらに大きく育て、大きな成果をあげることに繋がるものと考えられる。さらに、離島地域がこうした取組をハード・ソフトの両面から進めることで、これまで整備してきた基盤の一層の効果の発揮にもつなげると期待できる。

従って、離島振興に当たっては、離島の有する今日的な役割を踏まえつつ、地域の創意工夫を基本に、地域固有の資源を活かすなどして、離島の有する地域差を価値ある地域差ととらえ直し、活性化を図ることが今後特に重要になる。このため、離島を有する市町村においては、地元ゆえに把握可能な地域ニーズに基づき、地域資源を活用した地域主体の取組を離島振興計画案に反映させることが、また、都道府県におい

ては、これを踏まえた上で、離島へ渡る入口にある市町村との連携強化、都道府県全体として取り組むべき施策の強化、さらには市町村等の行政界を超えた連携強化を図るため、広域的視点に立って離島振興計画を作成することが期待される。

### (3) 離島地域の創意工夫を生かした主体的な取組を行うための視点

離島地域が創意工夫を生かした魅力ある地域づくりを行うためには、各地方公共団体が、それぞれの自然的・地理的特性を踏まえ、固有の地域ニーズに応えるべく、離島地域の振興に主体的に取り組んでいくことが必要である。その際、先進的な取組事例を基に判断すると、以下に示すような視点も踏まえていくことが望まれる。

#### (3-1) 地域間交流の推進のための魅力ある地域資源の確保又は発掘に向けた取組の推進

離島地域が創意工夫を生かし、自立的発展を遂げていくための有効な手段として、他の地域にはない特有の地域資源を活用した交流人口の拡大があげられる。離島地域によるこうした地域資源の確保又は発掘に当たっては、身近にあるがゆえに、ともすると地域住民にとっては活用できる地域資源と認識できない場合や、地域資源が長期にわたり確保されにくいために活用し損ねているなどの問題が存在することに留意することが重要である。

#### (3-2) 離島又は離島地域内の団結及び離島又は離島地域相互間の連携の推進

##### 1) 離島又は離島地域内の団結の強化及び推進

地域の発想をもとに自立的発展を目指した離島振興を地域住民が自らの責務で運営を行うことにつながるため、行事や意見交換会等を通じ、離島又は離島地域内の住民の団結の強化及び推進を図っていくことが望ましい。

##### 2) 離島又は離島地域相互間の連携の強化及び推進

諸島又は群島を有する地域等にあっては、個々の島が地域内の他の島と異なる魅力や役割を見いだしつつ、独自の振興施策を行う場合もあれば、複数の島で連携した取組により魅力や役割を見いだしていく場合もある。いずれの場合においても、これら離島又は離島地域相互間の情報交換や連携の強化及び推進を図ることが望ましい。

#### (3-3) 離島の住民以外の視点を取り入れた離島振興検討の仕組みづくりの推進

##### 1) 一部離島(同一市町村内に離島側と本土側の両地域が存在する場合における離島側地域をいう。以下同じ。)の場合など、離島住民が考える離島振興の方向性に加えて、同一市町村内における離島以外の住民が離島に求める方向性について検討する仕組みの構築

今後、市町村合併等が進む中で、一部離島の数が増えてくると考えられる。特にそうした地域では、島内の住民が求める視点のみで離島振興を考えるのではなく、周辺地域の住民が隣接する離島に対して求めるニーズ、また同一市町村内の住民が行政サービス等向上に対して求めるニーズに的確に対応していく必要があることから、島外の住民の視点から離島の振興を考えることも重要である。

2) 離島地域住民以外による、いわゆる「離島応援団」の掘り起こしと「離島応援団」の視点から見た離島振興の方向性について検討する仕組みの構築

離島振興によって、離島が国家的・国民的役割を果たすことで、離島住民のみならず、国民全般が広く利益を得られるものと期待される。従って、離島振興を考えていく過程において、広く国民の意見（マーケットの視点も含む。）も反映させていくことが重要であり、このため、例えば都市部を含めて島外からボランティア人材等を発掘・活用するなど、こうした人たちのニーズをも念頭においた離島振興が望まれる。また、その中から取りまとめ・調整役となるべき人材を確保することも有効である。

3) 島の魅力や役割を全国に普及するための広報活動の推進の重要性

離島には国家的・国民的役割があり、このことは広く国民全体が求めるものである。このため、これら国民のニーズを離島振興に反映させていくと同時に、広く国民の理解を求めていく必要があることから、離島の意義及び役割を踏まえた振興の必要性について、関係都道府県及び市町村内にとどまらず、継続的に全国へ広報していくことが重要である。

なお、自分たちの島を紹介するホームページやビデオを作成する過程で、離島住民が自分の島の魅力を再発見し、その後の振興策につながっている例があることから、広報活動にはこうした地域資源の発掘効果も期待できると考えられる。

(3-4) 行政サービスを図るための積極的で定期的・直接的な住民とのコミュニケーションの推進

交通や情報ネットワーク上の制約等が原因で、住民と行政とのコミュニケーションが十分なされていない離島が多い。このような中、離島地域のニーズに応じた振興が図られるよう、また、市町村合併に伴い一部離島が増加する中で行政サービスの維持及び充実が図られるよう、行政機関による離島住民との直接対話などにより、住民と行政との信頼関係の確保に努めることが重要である。

## 2. 国の支援の基本的考え方

### (1) 国による財政支援、情報提供等

国は離島地域の創意工夫を生かした主体的な取組を尊重する立場から、予算面、税制面及び金融面等において離島地域が選択可能な各種支援措置の整備に努めるとともに、離島振興計画に定められた事業に対しては、その内容の独自性及び熟度並びに離島の有する役割の適切な発揮等の観点から重点的な支援を行うものとする。

なお、簡易水道事業及び下水道事業を国が補助する際に、観光人口の大幅な流入がある場合にはそれを見込んで施設能力を定めるような計画策定上の配慮がなされており、こうした内容は離島における交流人口の拡大にも資するものとなることから、こうした情報も含め、幅広く国土交通省のホームページに掲載するなど、各種支援措置等の周知に努めることとする。

さらに、例えば多くの離島で問題となっている廃棄物対策に関して、今後、使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に伴い、離島を有する市町村が使用済自

動車を離島外へ共同運搬する場合等においてリサイクル料金収入から派生する剰余金を活用可能とする一方、リサイクル家電等については、搬送コストの低減につながる先進的な収集及び運搬事例等を情報収集の上、各地方公共団体に対し情報提供に努めているように、新たな課題が生じた場合にも、可能な限り支援措置を講じるとともに、効果的な取組を行っている事例の収集や情報提供にも努めることとする。

また、国による支援措置等及び地域独自の対策についての情報提供に加えて、優れた自然環境を活用したり、水産業の振興を図り若年漁業者の定着を進める等の地域独自の取組により、観光客の増加、交流人口の増加、さらにはそれが定住人口の増加につながった「元気な島」の事例についても、各離島地域が離島振興を考える上で参考となることからあわせてホームページに掲載するなど、周知していくこととする。

## (2) 国による法律運用上の配慮

新たに追加された法第18条の規定に基づき、自然公園法や農地法等において、離島振興計画に基づく事業に関する各種の開発に対する許可又は届出等の手続については、可能な限り運用面で配慮を講じることとする。

このうち、自然公園法の規定の運用については、自然公園としての資質の保護を図りつつ、地域振興のための開発にも配慮するという観点から、地域の実情に即して、国立公園及び国定公園の公園計画を適宜見直すとともに、離島振興計画に基づく事業について、公益性等を勘案し、必要に応じ実施可能となるよう措置するなど弾力的に運用を行うこととする。

また、農地法における農地転用の許可の運用については、本基本方針に掲げるような交通施設、通信施設及び生活環境の整備に必要な施設等を離島振興計画に基づいて整備する場合に農地転用が可能となるよう運用することとする。

なお、これらについては、離島振興計画の内容に応じ、関係省庁より必要に応じて都道府県に対する説明会の開催等を実施する。

## 3. 法第4条に規定する離島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項

各離島関係地方公共団体が離島振興計画を定めるに当たり、指針となる基本的事項は、法改正の際の様々な議論や関係省庁における各種支援措置にかんがみ、さらには各離島地域の先進事例を勘案すると以下のとおりである。

なお、離島振興計画は離島地域の発意と主体性に基づき自由な発想で作成されるものであるため、以下に記載のない事項についても離島振興計画に記載することを妨げるものではないことに留意する必要がある。

こうした事項について各種基盤整備を行う際には、離島地域が有する自然環境等への配慮を行うとともに、既に整備されたストックをいかに有効活用していくか、またこれらを適正に管理していくため地域住民参加による管理・運営体制をいかに構築していくか等について検討していくことも必要である。

離島振興計画の変更については、離島地域における環境の変化その他、必要に応じて適宜行うことができるものである。

( 1 ) 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための必要な措置に関する基本的な事項

( 1 - 1 ) 交通体系の整備

人流や物流を活性化するとともに、行政サービス等の向上を図っていくため、社会経済面での不利な条件を軽減し、個性ある地域振興を果たしていけるよう、離島航路及び航空路を維持し、安全かつ安定的な輸送を確保していくことが必要である。加えて、離島住民が利用しやすい輸送ダイヤや運賃体系の確保、離島航路に就航する船舶の大型化、フェリー化及び高速化並びに高齢者や身体障害者等に配慮したバリアフリー施設の充実を図る等利用者サービスの向上にも努めることが重要である。

このことに関し、国は離島航路及び航空路等の維持を図るとともに、道路・港湾等の整備を図るための助成を行ってきたところである。今後、一層こうした助成措置を有効に活用するためには、地域資源の活用を含めた総合的な取組により、どの程度交流人口及び輸送貨物の増加が見込めるかについての現実的な将来ビジョンを検討し、対策を講じていくことが重要である。

なお、港湾や離島架橋の整備について検討する場合には、国土の連続性の確保の観点から、島内のみならず本土あるいは近隣離島を含めた交通ネットワークの在り方を踏まえて取り組むことが望ましい。

( 1 - 2 ) 高度情報通信ネットワーク等の充実

高度情報通信ネットワークの整備は、離島地域の有する地理的制約を克服する上で極めて有効な手段と考えられている。具体的には、遠隔医療や遠隔教育の面で離島にいながらにして本土等のより高度な医療や教育を受けられる環境が整えられること、さらに、産業面では、離島で開発した特産品を都市の住民にインターネットを利用して販売したり離島の観光その他の情報をインターネットにより発信する等の方法で産業の振興につなげられること等、高度情報通信ネットワークを活用できることは、大きな地域のアドバンテージになると考えられることから、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実について規定している法第 13 条において、産業の振興、医療及び教育の充実等を図る旨の規定が追加されたところである。

こうした観点から、高度情報通信ネットワーク等の整備に当たり国の各種助成措置を活用していくことが有効であり、その場合、例えば学校や公民館等の公共機関を接続する地域公共ネットワークの整備を検討することが重要となる。加えて、都道府県等の情報化計画との連携を図るなどの広域的な取組も有効である。

また、現状では離島地域において高度情報通信ネットワーク等の民間企業による提供が採算性等の問題から困難とされている場合には、離島振興の現実的な将来ビジョンのもと、どのような高度情報通信ネットワーク等の活用が可能か、また、利用頻度がどの程度増えていくか等の高度情報通信ネットワーク等に対する需要等を離島振興計画において明確化し、採算性の懸念を軽減させることにより民間による高度情報通信ネットワーク等の導入を促進していくことも重要となる。

(2) 農林水産業、商工業等の産業の振興及び資源開発を促進するための必要な措置に関する基本的な事項

(2-1) 農林水産業の振興

離島の農林水産業は、水産物をはじめとする農林水産物の安定供給の上で重要な役割を果たしており、各離島において、地域の特性を生かした農林水産業の振興を図るため、豊かな水産資源を維持・増進・活用すること、また、狭小で急傾斜地が多いなど不利な条件を克服して地域の特性を生かした農業を行うこと等が重要であり、農林水産業生産基盤の強化を推進することが必要である。

また、これらの基盤強化にあわせ、担い手の育成確保対策や関係する技術の開発及び普及を促進し、効果を高めることが重要である。

また、離島は消費地が遠く農林水産物の輸送にもコストがかかることから、交通体系の整備に加え、加工流通施設の整備を進め、それぞれの離島の実情にあった流通体系を、本土側の実情等を踏まえつつ、広域的な視点から確立し、輸送コストの低減と販路の拡大を図ることが必要である。

さらに、地域特性を生かした新規作物の導入、地域特産物の生産及び販売等の高付加価値型の農林水産業の展開を図ること、豊かな自然環境の中で得られる安心かつ安全な農林水産物の宣伝や地産地消の取組等による消費の増進を図ることも有効である。

加えて、離島には豊かな自然環境等の観光資源があり、これらの活用により農林水産業と観光業の一体的な振興を図るという観点から、人材育成や地域ぐるみの連携体制づくり等を通じ、美しい海辺、森林や里地・棚田等を活用し、農山漁村における滞在型の余暇活動の推進、農林水産業体験及び交流の取組の推進を図ること等も有効である。

こうしたことから、法に「農林水産業の振興」についての規定が新たに設けられたところである。

国は農林水産業の振興のための各種の助成措置を設けており、各離島では、明確なビジョンと的確な見通しに基づき、これらの措置も活用し、地域の特性を生かした消費者ニーズに即した農林水産業を展開することが望ましい。

(2-2) 地域資源等の活用による産業振興等

我が国の周辺海域には、古来より利用されてきた水産資源に加えて、エネルギー資源や鉱物資源、さらには近年注目されている海洋深層水等が賦存している。また、離島には石材等の資源が豊富に賦存しているところも存在する。一方、豊富な自然環境等を活用した「癒しの空間」として、また、海洋療法等に代表される国民の健康志向に対応したアイランドセラピー等の場としての役割を高めていくことも重要であり、これらの地域資源等の有用性は既に認識されているところである。地域の自立的発展の促進のためには、こうした地域資源等による産業振興の推進に努めることが望まれるが、これら資源等をより有効に活用する施策としては、主要産業である第一次産業との連携や複合産業化を積極的に推進することが有効である。

### ( 2 - 3 ) 自然エネルギー等の活用による産業振興等

離島は、四方を海に囲まれ、風、波及び台風等の厳しい自然条件にさらされている。しかし、見方を変えれば、そのような自然条件は、風力、波力及び潮力等の自然エネルギーの豊富さという離島の優位性としてとらえ直すことができるため、こうした優位性を活用していくことが必要である。特に、離島におけるエネルギー輸送にかかるコスト低減、あるいはその有する自然環境の保全などの観点から、自然エネルギーの活用や環境負荷の低減など循環型社会の形成を目指していくことが離島振興に有効と考えられる。現実に離島を有する市町村の中にはこうした取組を通じて地域の活性化につなげていこうという試みが始まっているところがあり、離島の地形や厳しい自然条件に一層適応性が高い風力発電の技術についても開発が進められている。また、島内で発生する生活廃棄物を公用車の代替燃料として利用する実証実験を行い、ゼロエミッションの実現を目指しているところもある。

このように、離島の豊かな自然環境を保全すること、さらにその置かれた様々な地理的・自然的条件を逆に活用する観点から、自然エネルギーの活用や循環型社会の形成に向け全国のモデルとなるよう積極的に取り組むことが望まれる。

### ( 3 ) 生活環境の整備（廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。）に関する基本的な事項

離島の集落は、前面が海、背後が山という狭い土地に立地しているため、家屋が密集し集落内の道路は狭い路地である場合が多い。こういった状況のため、火災が発生した場合に、消防車が入れず人力に頼らざるを得ないために火災の拡大を招いている場合や、車椅子に頼らざるを得ない高齢者が通院などのために外出する際に多大な支障となっている場合が多く見られる。このような状況の中で、消防団も含めた消防機関の消防力を確保することに加えて、地域住民の協力のもと、自主防災組織の育成強化や高齢者に対する介護体制の充実を図ることで対応しているところも見受けられるところである。このため、離島から転出した人々の所有していた土地や廃校等となった公共用地等の活用などにより改善を図る一方、地域住民の協力による補足的取組等を検討するなど、様々な見地から対処することが重要である。

また、離島は自然的・地形的条件の制約によって水資源に恵まれないため、安定的な水の供給が困難なところが多い。こうした中で、水洗化など生活様式が変化するとともに、観光客の増加等に伴い水需要が増加することから、こうした水問題にも適切に対応する必要がある。

こうした生活環境の整備は、他の地域との交流促進に貢献する観点からも施策を講じていくことが重要であり、例えば污水处理等の環境整備に関し、その地域の衛生対策だけでなく、他の地域から訪れる観光客（イターン者及びUターン者等を含む。）が安心して心地よく滞在できるよう、そういった人々のニーズにも配慮して取り組むことも重要である。

廃棄物処理やリサイクル対策等については、処理の適格性や環境保全の必要性など

の観点から、離島内では処理できない場合が多いとして、新たに離島振興法において離島振興基本方針や離島振興計画で定める事項の中に明記されたところである。このため、(2 - 3)に示すように、自然エネルギーの活用や循環型社会の形成に向けた取組が望まれる。

#### (4) 医療の確保等に関する基本的な事項

##### (4 - 1) 無医地区における医療の確保

離島地域には、依然として無医地区が多数存在しており、重症救急患者が発生した場合、消防及び防災用のヘリコプターや自衛隊のヘリコプターを活用して本土の救急医療機関へ搬送しているが、要請から出動までに時間を要する場合もあることや、医療機器の装備が困難であったり、医師の同乗の機会が少ないこと等が指摘されてきた。こうしたことから、離島における救急医療体制の充実を図るため、ヘリコプターが救命救急センターに待機し、消防機関、医療機関等からの要請に対し、直ちに医師等が同乗して救急現場等に出動するいわゆる「ドクターヘリ」による救急患者搬送について、新たに法第10条に明示されたところである。

このことを踏まえ、ドクターヘリ活用のための環境整備を進めるとともに、無医地区にあっては、離島住民や離島を訪れる観光客等がその滞在期間中に安心して生活できるよう、健康の保持増進、疾病の予防、早期発見及び治療並びに看護等の保健医療の充実及び強化を図るため、各都道府県はへき地医療支援機構の設立などにより広域的な連携を推進し、へき地保健医療計画の地域の実情にあった着実な実施に努めることが必要である。

##### (4 - 2) 無医地区以外の地区における医療の充実

離島における医療の確保については、医療に恵まれない無医地区に対する医師の派遣をはじめとして各種施策を講じてきたが、離島という特殊性にかんがみると、特に島外への救急患者搬送等の対応など無医地区以外であっても医療の提供に支障が生じている地区への対策は重要な課題と考えられる。このため、無医地区に限定せず、医療の質的向上を目的とした離島全域の医療の確保が必要であることから、離島振興法第10条第7項が新たに追加され、無医地区以外の地区に関する規定がなされたところである。

このため、無医地区でない地区にあっては、必要に応じて地域の中核的な病院等による支援やこれら病院による協力体制の構築、遠隔医療など新たな情報通信技術の積極的活用等への対策が重要である。

#### (5) 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項

離島地域は、他の地域に比べて総じて高齢化が顕著であり、医療需要に加えて介護需要も高まってきているため、介護保険制度と保健医療対策との連携が重要となっているところが多い。このような状況の中、高齢者の多様なニーズに配慮しつつ、高齢者が安心して自立した生活を送ることができるよう支援するとともに、高齢者はそれぞれの経験と能力を生かすことで、社会を支える重要な一員であることを認識するこ

とが重要である。その上で、各種の社会的な活動に積極的に参加できるための条件整備として、例えば公共施設のバリアフリー化等の取組を行っていく必要がある。また、高齢者が増加する中、要介護高齢者に対して介護福祉士等の数が相対的に不足して行くことが懸念されるため、将来の需要を見据えた上で、これらの人材育成に向けた取組を早急に行っていくことも重要となる。

一方で、将来の島を担うべき子供が心身ともに健やかに育つことができるような環境整備も推進していく必要がある。その推進に際し、豊かな自然とふれあいつつ、上述のような豊富な経験を有する高齢者等の協力のもと、子供1人1人に対しての直接指導を進めることで有効かつ他の地域に比して優位となる取組となり得ることにかんがみ、このための環境整備に取り組むことも効果的と考える。

#### (6) 教育及び文化の振興に関する基本的な事項

離島の自立的発展を促進するためには、等しく就学できる環境整備を推進するとともに、学校教育や社会教育の充実により離島の教育環境の向上を図ることが必要である。また生涯学習の場を増やすこと等により、島の将来を担う人材を育成するよう努めていくことが必要である。加えて、離島を有する市町村の中には実際に漁業体験活動を通じた学習などを行うことで地域活性化を図るだけでなく、都会の子供たちが普段の生活環境の中では到底経験し得ないことを身をもって体験し学習することに貢献しているところが現れてきているように、多様な国民のニーズに対応するという観点から、体験活動や個性ある学習の場として地域資源を活用していくことが重要である。

また、離島は海上交通の先進地であり、外国との交流拠点でもあるという歴史的背景や、海に囲まれそれぞれが独立しているという地理的特性などと相まって、古くから個性豊かな暮らしが営まれ、我が国の文化にも多様性と深みを与えている地域が多く存在している。こうした地域においては、これら文化の伝承に努めるだけでなく、知られざる歴史的事実等の発掘及び伝承にも努め、広く国民に周知するとともに国民がこうした固有の文化に接する機会を提供するよう努めることが望まれる。

さらに、豊富な資源に恵まれた島にあっては、研究機関等の立地や共同研究等の立場から大学の研究施設等の立地が見られるところもあり、循環型社会への対応も含めたエネルギー開発や海洋資源研究等の実験及び研究施設の場等として活用していくことも効果的である。

#### (7) 観光の開発に関する基本的な事項

交流人口を増やすための施策として離島地域の観光の開発及び振興を進めていこうとする場合には、豊かな自然や個性ある文化を生かした従来からの取組に加え、例えば特産品試作施設等の整備や、特産品の開発事業、宣伝及び販売促進等といった主要産業である農林水産分野との連携など新たな取組も必要である。また、例えば地域住民がボランティアで観光ガイドを努め、観光客の増加に寄与している地域もあることから、こういった住民の自主的な取組等による交流活動の促進や定着に向けた取組を積極的に推進することも有効である。

あわせて、離島を訪れる観光客、とりわけ長期滞在する観光客にとっては、安心し

て観光できることが重要であるため、事故や急病時に対する医療体制の整備や、天候及び交通等の情報の提供体制の整備等にも取り組んでいく配慮も望まれる。

#### ( 8 ) 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項

離島地域の中には、近隣諸国と直に接しているという立地条件による国境の島としての歴史的なつながりや、その自然的な価値により世界遺産の島になっている地域ではその価値を見ようと訪れる外国人観光客とのつながり等から、交流拠点として国外の地域との交流を積極的に進めている地域があり、こうした地域ではその魅力に惹かれて離島での生活を志す人々が増えている地域がある。また、離島地域が有する自然環境の豊富さから離島留学の実施や健康志向のニーズへの対応としてアイランドセラピー等の取組を通じて国内外の地域からの交流人口の拡大につながっている地域もある。このように、離島振興を図るためには、こうした取組を積極的に展開することが重要であるとして、新たに法第 17 条において「地域間交流の促進」に係る規定が設けられたところである。

交流人口の増加を図るためには、こうした観点から、離島の国家的・国民的役割を果たしつつ、離島の恵まれた自然や個性的な文化等を生かした体験・滞在型観光、アイランドセラピー、教育関連機関等の学外講座、離島留学、さらにはこれらを通じて環境保全の重要性を認識してもらうための取組等を既実践している地域があることから、これらを参考に、離島住民と都市部を始めとしたその他地域の人々との相互理解を進め、国内外で広く離島に対する理解と関心を深めてもらうよう積極的な宣伝を国や地方公共団体それぞれが努めていく必要がある。

#### ( 9 ) 水害、風害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備に関する基本的な事項

地域の社会経済の発展を支え、自然災害から生命財産を守り、離島の住民が安全にかつ安心して生活できる条件を確保するため、自然環境や景観との調和を図りつつ、洪水、土砂災害及び風害等に対する治山治水対策等を推進するとともに、法第 1 条において離島の国家的役割として「我が国の領域の保全」が明記されていることにかんがみ、津波、高潮及び侵食等による被害から海岸を防護し、海岸の良好な環境や適正な利用と調和した海岸保全対策を推進するとともに、防災行政無線等住民への情報伝達手段を確保する必要がある。

また、離島地域において災害が発生した場合に備えて、島内に緊急避難場所を確保することや、本土側への緊急避難を余儀なくされた場合に、地域防災計画との整合を図りつつ、安全対策等の施策を講じておくことも必要である。

他方、離島を本土側の緊急避難場所、緊急備蓄基地及び地震等の観測拠点として位置づける可能性も考えられるが、その場合にも、地域防災計画等との整合を図りつつ、安全対策等の施策を講じておくことが必要となる。